

規範意識形成研究における2つの立場：公共的場面 における「モラル/マナー」低下問題をめぐって

稲永, 由紀
九州大学教育学部 : 助手 : 教育組織社会学

<https://doi.org/10.15017/965>

出版情報：大学院教育学研究紀要. 2, pp.57-68, 2000-03-31. 九州大学大学院人間環境学研究科発達・社会システム専攻教育学コース
バージョン：
権利関係：

規範意識形成研究における2つの立場

— 公共的場面における「モラル／マナー」低下問題をめぐって —

稲 永 由 紀

はじめに — その「規範」は誰が決めたのか？

本稿は、規範意識形成の様態を実証的に明らかにしようとする際の研究者（調査者）の立場性を検討することにより、「ポストモダン社会」認識下での規範意識形成研究の土台を検討する、内省的試みである。

規範意識形成研究は、主に逸脱行動・非行と呼ばれる領域を中心に行われている⁽¹⁾。例えば、総務庁では青少年対策本部を中心に非行に関する様々な調査研究が行われているが、その中で直接規範意識に触れたものとして、非行と規範意識との関係（総務庁 1989）、さらには規範意識そのものの形成要因に関する調査研究（総務庁 1993）などがある。また、触法行為ではないが、日常生活上社会のルールとして扱われている、いわば慣習レベルでの社会規範意識の様態を明らかにしようとしたものもある（例えば安香ら 1981, 福武書店教育研究所 1986など）⁽²⁾。ともあれ、それぞれ対象とする規範は微妙に異なるものの、これら調査研究は、その時々の子どもの規範意識の現状を映し出し、さらにその形成に関する社会的要因まで踏みこむことによって、子ども理解を図ろうとするあらゆる人々、特に親や教師など教育現場に携わる人々に対して、有益な知見を提供している。

疑うまでもなく、われわれは、自覚的にも無自覚的にも、自らの行為を規制する様々な規範に囲まれて日常生活を送っている。だから、教育する側（社会化主体）にとって、子ども（社会化客体）がそれら規範を内面化しているか否か、その状況がどうなっているのかに対して関心が向かうのは、至極当然のことであるといつてよい。だが、それらを実証的に研究しようとしたときに、本来ならばつきまとう問題がある。それは、その「規範」は誰が決めたのか、という問いである。この問いは特に、「価値が多様化している」あるいは「ポストモダン社会」という言葉に代表されるような今日の社会認識下においては、避けて通れない問いになる。ポストモダンそのものについては思想上様々な論議が展開されている一方で、この言葉自体が一つの社会認識として使用されている文献もでてきている（例えば友枝 1998, 加藤 1995 など）。そこでの基本認識は、現在向かっている社会的状況は、価値の統一性ではなく多元性を志向している（Lyotard 訳書1986）という認識である。そうであるならば、これら規範意識形成研究があくまで統一性を持った規範を前提として成り立っている以上、研究そのものがおおきく根本から揺るがされることとなる。

では、このような社会認識を前提とした場合、規範意識形成はどのように捉え得るのだろうか。本

稿では、公共的場面でのモラル／マナー低下問題を手がかりとして、まずは規範意識形成研究における実証上の困難とその場合の研究者（測定者）の立場性について検討した上で、その代替となるものがあり得るのかどうかについて論じてみることにしたい。ここで公共的場面でのモラル／マナー低下問題を検討の対象とするのは、この問題が「公共的場面でのモラル／マナー」という規範の修得の問題として扱われうることに、特にここで対象となっている規範のほとんどが、法律という明文化された規範（explicit norm）ではなく、慣習などいわば明文化されていない規範（implicit norm）であるため、先の社会認識から生ずる問題をまともに受ける類の領域だからである。

1. 公共的場面でのモラル／マナー低下問題

1.1. 問いの立て方

ここで取り上げる公共的場面でのモラル／マナー低下問題とは、一般的に、公共的場面（「公共の場」）における秩序維持が困難になっていると考えられる状況を危惧した人々が語る類の問題を指す。それは例えば、「ぶつかってもあやまりもしなかった」「お年寄りがいても席を譲らずに寝たふりをしていた」「たばこのポイ捨てをしていた」などという行為が具体的に示され、それに対して「若者のマナーがなってない」「公共の場でのモラルが低下している」「公衆道徳が守られていない」といった言及がなされる。典型的には、新聞の読者投稿欄に見られるものや、公共の場に張り出されるいわゆるモラル／マナー啓発のためのポスター、さらには車内放送といった形で現れる（過去、どのようなポスターや記事などが出てきたかについては、(財)地域生活研究所(1998)に詳しい）。

「低下」さらには「公衆道徳」という言い回しにみられるように、公共的場面でのモラル／マナー低下問題は、ある一定の守られるべき「モラル／マナー」が存在しているという共通認識を前提として成立している。つまり、「公共的場面でのモラル／マナー」は当該社会で生きていく上で社会的な地位に関係なく人々が身につけるべき重要な社会規範として扱われる。当然、それを修得しているか否かということは、公共的場面における規範意識形成として問題として捉えることができ、モラル／マナー低下問題を語る者にとってそれは大きな関心事となる。子どもは、早くからそれら「公共的場面でのモラル／マナー」を身につけることが要求され、育児書や教育書の類では、身につけるべき生活習慣として、これら公共的場面でのモラル／マナーに関する様々な具体的行為命題が示されている⁽³⁾。したがって、「公共的場面でのモラル／マナー」といわれる規範意識形成を問うならば、まずはそれら具体的行為命題が測定指標として用いられることになる。

1.2. 「モラル／マナー」は実在するのか？ —規範の存立根拠問題

通常、社会規範（social norm）とは「社会的状況において成員の行動が同調を要求されている一定の標準または当為命題」（宮島 1993）のことをいい⁽⁴⁾、規則（rule）と社会規範（social norm）の違いは、共に「一定の標準または当為命題」でありながら、「社会的状況」において同調を要求されているところにある。そこでは集団や組織や社会による個人の拘束が意図されており、少なくとも「ある地

位にいる行為者がある状況で行う、望ましい行為についての命題」(小林 1991)であるから、社会的に「望ましい」とされているかどうか、社会規範と規則とを分ける境界となる。したがって、「公共的場面におけるモラル／マナー」という規範が存在すること自体は、まぎれもなく人々に認識されているとあってよい。

ところが、育児書の類に示された具体的行為命題は、「その国の民族や社会が長い間かかって作り上げてきたもの」(子どもの生活科学研究会編 1996 p.110)であり、明らかに社会規範であるという認識であるにもかかわらず、例えば、「親が普段子どもに言っていると思われることを思いつくままにあげてみる」(同 p.110)という、調査者が「社会的な共通認識である」と客観的に捉えた主観に頼った形でしか示すことができない。これがまだ法律などによって明文化されている(explicit)命題であれば、その命題が社会規範であることは明確である。非行・逸脱研究においてこの次元での存立根拠問題が比較的回避可能であるのは、この点にある。ところが、ここで取り上げている「公共的場面におけるモラル／マナー」のような、基本的な生活習慣として扱われる明文化されていない(implicit)命題をめぐる規範意識形成研究については、設定命題自体が研究者によってア・プリオリに設定されたものである疑いを免れ得ず、規範意識がある／ないを測定するための肝心の行為命題が、この段階で事実上設定不可能となる。当該命題が本当に規範であるのか、つまり個人的に「望ましい」と考えているのではなく社会的に「望ましい」と考えられた命題であるのかどうか、社会規範の存立根拠として重要な条件となるにもかかわらず、実際の調査において具体的な行為命題を一つの「規範」として示そうとする調査者や研究者は、客観性を標榜しつつ、自ずからある1つの価値を自明視するというアイロニカルな立場におかれることになる。

1.3. 「公共的場面でのモラル・マナー」が持つ規範としての拘束性

そうすると、「公共的場面でのモラル・マナー」の規範としての存立根拠は、規範の拘束性(規範的影響力 *normative influence*)、つまり人々が「規範に従わなければならない」と思いながら行為するか否か(小林 1991)に求めるしかない。だが、モダンからポストモダンへと社会が移行しつつあるという認識は、その拘束性さえも疑いに付すことになる。示された規範を頂点とした価値序列がはっきりしている場合、その規範の拘束性は高くなる。したがって、その規範にしたがって行為しなければならないという圧力が行為者にかかり、行為者はその規範から厳しい行為規制を受けることになる。その場合、対立あるいは並立する価値の選択に対する許容範囲は狭く、その規範に従わない場合には強いサンクションが課される可能性が高い。一方、価値の序列が崩れている場合、言いかえると多元性を前提とした場合、規範は確かに拘束性を持つだけでも、その力は相対的に弱められる。つまり、規範に従って行為しなければならないという圧力は弱くなり、状況によって規範に対する善悪判断が替わりやすくなり、別の行為を選択しやすくなる。その場合、対立あるいは並立する価値の選択に対する許容範囲は広くなり、その規範に従わない場合に強いサンクションが課される可能性は低くなる。並立する価値(つまり別の命題や行為様式)にしたがってもよいという判断が下される場合すらある⁽⁵⁾。その場合、規範は行為選択の一選択肢でしかなくなってしまうという事態も考えられるの

である⁽⁶⁾。

そう考えると、社会全体として規範の持つ拘束性が低くなっているという社会認識に立った場合、先ずは、「～しなければならない」という当為命題が厳格に適用される場面が少なくなり、「理念的モデルの〈許容範囲〉」（見田 1966 221頁）が広くなることが考えられる。言い換えると、「これくらいならいいだろう」とか「ま、いいか」という言葉に代表されるように、善悪判断の変化が起こり易くなる。するとそこで、「どんな場合にも守らなければならない」という測定者の想定は崩れることになる。突き詰めると、「～しなければならない」という当為命題を理念的モデルだと認識する一般的な社会的認識自体も成立しなくなる可能性まで想定しなくてはならない（これがまさしく「ポストモダン社会」の行き着く先であると考えられる）。法律としてその命題が存在したならば、社会一般の認識がそれとは全く異なっていた場合でも、その法律が廃止されるまでは一応社会規範として存在する。ところが、法律がないということは、慣習的でなくなった場合に直ちにその拘束力が低下し、マイナスの意味での因習として捨て去られる可能性があるのである⁽⁷⁾。

「公共的場面におけるモラル／マナー」を取り上げた数少ない研究の中に、(財)地域社会研究所が実施した調査研究がある（(財)地域社会研究所 1998）。ここでのモラル／マナーに対する認識は、時代によって、国によって、文化によって、そして当該社会に生きている人間の間においても異なっていて、「要するに正解出しがたい問題の1つである」（同 p.1）というものである。その点から、この調査では、「モラル／マナー」の指標化をかなり慎重におこなっており、予備調査で「公共の場で他人に不愉快な思いをさせる」経験や「他人から不愉快なことをされた」経験を自由記述で回答して貰い、そこから37項目を公共の場でのモラル／マナーとして指標化している。だが、それでもなお、世代間による違いなどが甚だしくなっており、ある一定の守られるべき「モラル／マナー」が社会全般に共通に存在しているという、公共的場面におけるモラル／マナー低下問題に共通の認識が、実体としては成立し得ないことをいみじくも示唆している。

「モラル・マナー」として実体視されている行為命題は、規範としての存立根拠を確保できないまま如何にも「常識」のように語られ、その「常識」が、実際に教育する側を、その命題が規範であるという確証に導いているのである。そのプロセスについて自覚的にならない限り、規範なのかどうかも確証できないような行為命題を用いて規範意識を問うという、なんとも意味のないことをしてしまう可能性がある。ここに、調査者・研究者が自らの立場に自覚的にならざるを得ない理由がある。

2. 公共的場面における「状況適合性の規則」 — 行為者の状況の定義

このような、規範の存立根拠が容易に探しにくい状況の中で、どうやって規範意識形成を捉えていけばよいのだろうか。ここでは引き続き、「公共的場面でのモラル／マナー」低下問題について検討していくことにしたい。

その手がかりとして、公共的な場⁽⁸⁾および半ば公共的な場面での、基本的には見知らぬ人と居合わせる際の場面構造について考えてみたい。この構造を捉えるにあたって、ここでは、「人々の集団生活

を人々が共に居合わせる状況 — 共在 (co-presence) — として主題化」し (草柳 1995 73頁), そこでの秩序の構造を展開した⁽⁹⁾ゴフマンの日常行動論を援用する。日常行動論とは, 日常生活の「ごく普通の人間交流」における「社会的接触のパターン」に関する考察, 言い換えるならば「平和な交流の構造」(いずれも Goffman 1963 訳書 4頁) に関する考察である。

ゴフマンが言うには, 人々が共在しているとき, 「すべての状況に当てはまる行為の規則は『状況にふさわしい』行為をせよということである」(Goffman 前掲訳書 12頁)。この規則をゴフマンは状況適合性の規則 (situational proprieties) と呼んだ。行為者は自己を「集まり (gathering)」の中に主体的に位置づけ, その集まりに対して配慮しているという姿勢を示す⁽¹⁰⁾。「集まり」とは「直接的に居合わせている二人以上の集合」(Goffman 前掲訳書 18頁) をさす。意識的にせよ無意識的にせよ, 状況適合性の規則に準拠して人々が行為しているから, お互いに見知りでない人間が直接的に居合わせていてもその場の秩序が成立するのである。公共の場であれば, 「公共の場にふさわしい行為をせよ」というのが行為の規則となる。したがって, 「公共的場面でのモラル/マナー」とは, 公共の場という「集まり」に考慮しているという姿勢を示すための表現方法であるといえることができる。

ここで注目したいのは, 行為者が自己を「集まり (gathering)」の中に主体的に位置づけ, その集まりに対して配慮しているという姿勢を示す, という点である。「集まり」に対して配慮するということは, 他者との共在のための「適切な」状況の定義 (definition of the situation) をしなければならないということの意味している。

行為者がある場面に遭遇したとき, その場面にある人・モノ・空間をすべて視野に入れて認識しているわけではない。その場面のなかのそれら客体を選択的に知覚し解釈を行う⁽¹¹⁾ことによって, 行為者はある場面に対し状況の定義を行う。状況の定義とは, 「人々が社会的時間と空間のなかで客体, 意味 (meanings), 他者を構成 (assemble) し, それらに向けて一貫し組織立った方法で行為する, 知覚の組織体」(Hewitt 1976 148頁) である。この場面が自分にとってどのような場面なのかを認識/解釈した上で, 行為者は行為選択をおこなうのである。したがって, 「公共的場面におけるモラル/マナー」を修得するとは, 他者と共在するために, ①「適切な」状況の定義の下で ②状況適合性の規則にしたがって行為ができるようになることである, ということができるだろう。「公共の場」であるという状況の定義が居合わせた人々との間で共有されていることが, まずは前提条件となる。

こうした行為者の「状況の定義」に着目すると, 公共的場面でのモラル/マナー低下問題は次のように捉えることができる。「公共的秩序に対する関心は, 私的な集まりが近隣者のプライバシーを侵し始める時点でのみ生まれる」(Goffman 同訳書 10頁) とゴフマン自身も言及しているように, 公共的場面におけるモラル/マナー低下を人々が口に示すのは, 共在が成立しているときではなく, 共在が成立しないと感じた時である。したがって, 公共的秩序を成立させている規範は, まさにそこに「ある」のではなく, 共在が成立しないときに人々がそのように語り合うことで顕在化する性質のものであるといえよう。したがって, 規則に従うか否かより以前に, 公共の場であるという状況の定義が「適切に」できているか否かが, まず先に検討事項になる。

例えば, 見知らぬ人が居合わせる場において, 1人でいるときは公共の場にいる人々という「集ま

り」に配慮するが、友人や見知りの人たちも一緒にいた場合にはその「集まり」に配慮しない、といったことはよくある話である。場面に居合わせる人々のなを「集まり」と定義するのか、その様々な定義ができる「集まり」のどこに自分を定義するのかは、人によって定かではない。特に日本人の行動原理として指摘されているものを考慮した場合、状況の定義を中心とした捉え方は、かなり適合的である。例えば、他者との関係性の中で個別＝状況主義的行為選択を行う＜間人＞という人間像（浜口 1988, 1991）や、「タテ社会」として指摘されているような、場を強調し「ウチ」と「ソト」を強く意識する日本社会の構造（中根 1967）からくる行為者の行為選択、多少文脈は異なるが、ギリガンが女性の道徳性として指摘した「配慮と責任の道徳」（Gilligan 訳書 1986）の下での行為選択は、単なる規範意識の強弱では説明が付きにくい。いずれも、その場面をどのように定義したかを検討することで、明らかになってくる問題である。

更に、場面に遭遇した行為者が、その場面を当該規範遂行を考えなければならない場面であると状況定義するかどうかですら、不確定なのだ。それが、いわゆる「リアリティが共有できない」状態のことを指す。もちろん、「規範にしたがわなかった」という行為の結果には2通りの解釈が考えられる。一つは、当該場面における行為者の状況の定義が社会一般のそれとかなりの部分（当該規範が当該場面に適用されるという部分）で一致してはいるが、意味づけの違いにより結果的に従わなかった場合、そしてもう一つは、当該場面における行為者の状況の定義が社会一般のそれとほとんど一致せず（当該規範が行為者の状況の定義の中に全くないあるいは参照されない状態）、結果として「規範に従わなかった」場合である。このような解釈枠組こそ、「状況の定義」の検討として捉えうる問題となる。

もちろん、われわれは遭遇する場面場面に対して自覚的に行為選択を行うわけではない。今田によれば、日常生活の大部分は慣習的行為であるという（今田 1994）⁽¹²⁾。ここでいう慣習的行為は、およそおさまりの行為だということになる。われわれが日常生活の中で行う行為において、意識的・意図的な行為であるといえるものはわずかなものであり、ほとんどの行為は無意識的に行われているのであるといつてよい。「公共的場面におけるモラル／マナー」も、基本的にはルーティン化されていることが多く、それは確かに、「習慣づけ」の類に位置するが故に、「公共的場面におけるモラル／マナー」を実体視する立場からのアプローチも、肯定できないわけではない。だが、それはあくまでも慣習の束であり、先に述べたように、規範としての存立根拠の問題がクリヤでない。つきつめれば、他の様々な価値との布置関係の中の一つの価値として捉えていくことを考えなければならないのである。

これらのことは、「社会的接触場面において、行為者がどのような状況の定義をし、どのような行為選択をおこなったのか」という形の問いでない、答えられない。そのことによって、状況の定義を含め、行為選択の意味が問えてくるのである⁽¹³⁾。

3. 結論 — 規範意識形成研究における2つの立場

以上、「公共的場面におけるモラル／マナー低下」問題を手がかりとして、これまでの規範意識形成

という枠組で捉えることの限界を論じてきた。1点目は、測定者が設定した命題が社会規範であるかどうか、あるいは拘束性を持ちうるのかどうかを問うことが現在難しくなっており、「規範にしたがう／したがわない」というスタンスでは規範意識形成を問うようがなくなっていることである（規範の存立根拠問題）である。2点目は、規範意識測定の際に副次的条件として設定される様々な場面設定が、行為者にとっては場面に対する状況の定義という形で、むしろ主要な問題になるということ指摘した。

この2点に共通しているのは、これまでの規範意識形成研究が主に構造＝機能主義的な視点を取っているが故に考察困難になっている問題があり、その問題を考察するには行為者の解釈という視点への視角転換が必要となってくるということにあったと言える。規範現象という社会的現実に対する認識方法における視角転換である。

下田（1981）によると、社会学（理論）における認識論的視点には「認識論的客観主義（T.P.Wilson（1970）によるところの「規範的パラダイム」）」の立場と「認識論的主観主義（同じく「解釈的パラダイム」）」の立場がある。「認識論的主観主義」は、構造＝機能主義に代表されるような前者の社会認識の仕方を真正面から否定した形ででてきたものであり、その認識方法は、「相互作用過程が社会的所与としての何か客観的な規範や価値基準といったような規則に支配された過程として研究者の側で設定した固定的な枠組の中で考察されるのではなく、むしろ現実に行為している人びとがその相互作用過程にどのような“意味”を付与し、たがいにとどのように“解釈”しあいながら相互に作用しあっているかが、研究者の立場からではなく行為者自らの“解釈過程（interpretive process）”として考察されなければならない」（下田 1981 57-58頁）。

規範意識形成研究では、社会秩序を維持しようとしている側が秩序維持のためのルールをどの程度内面化しているかを調べるという枠組設定の仕方であり、その認識方法は基本的に「認識論的客観主義」の立場にあったとあってよい。だが、先に再三述べたように、社会規範遂行場面においては、社会規範に相当する命題を本当に「社会規範である」と意味づけるのか、あるいはその場面が当該命題遂行場面であると定義されるのかまで含めて、行為者の状況の定義が行為遂行を左右する。その状況の定義を主要検討事項として据える時、「認識論的主観主義」への視角転換を余儀なくすることになる。

価値の多様化・相対化の波が進む現代社会において、「規範意識が強い（弱い）」という言い方に代表されるような前提、つまり当該社会の価値を内面化するか否かという、規範の自明性への疑問視や行為者の解釈を考慮に入れない、極めて社会の側のスタンスから問題を設定せざるを得ないところには、つねにその指標化の困難さがつきまとう。逆に、行為者にとって、規範遂行をめぐる場面はどのような意味を持った場面として解釈されたのか、その中で規範はどのような形で行為者に認識されるのか、それをめぐる行為選択はどのようなになっているのか、という形で行為者の視点から規範遂行をめぐる現象を眺めてみるということは、行為者とその場面における外界の環境・客体との関係性を視野に入れるということに他ならない。その意味で、視角を行為者へ移すことは関係論的な視点の導入であるとも言えることができる。「ポストモダン社会」への移行を考えながら規範現象を考察すると

き、そのような行為者の視点からの考察のほうが、より多様かつ有益な知見を提供してくれると考えられるのである。

最近では、青少年犯罪、学級崩壊などに接した大人が「どうしてそういうことを平気であるのかが分からない」「子どもが分からない」という発言を繰り返すのをよく耳にする。もちろん、人間はある解釈枠組を使っている・ここにあるものを解釈するのだが、自分の持つ解釈枠組でどうしても理解できない場合は「異常」というカテゴリーに分類して解釈の安定を図ると同時に、そのカテゴリーに入った者たちを非難・排斥しようとする。例えば、茶髪であることに恐怖感を抱くある種の人々は、茶髪に対して「非常識」として排斥したり、「規範意識が足りない」という言い方などでその行為を否定してしまう（しかもこれらは、往々にして「教育者」や「モラリスト」など、自分の考え方こそが「常識」であると信じて疑わない者にありがちな行為である）。しかし、「常識」であると思われる行為が本当に「常識」であるという証拠はどこにもない。

規範とも分からないような、ルールであるとも分からないような命題に対して罪の感覚や恥の感覚を持たないことが、「規範意識の欠如」になるのだろうか。「常識」の共有を図ろうとする立場からの規範意識形成研究も重要ではあるけれども、「常識」の共有が図りにくい時代には、徹底的にその視点から脱却する事もまた、同じくらい重要なのである。

注

- (1) ただし、調査対象となった青少年を「一般群」と「非行群」に分けてその形成要因を比較していることから、結果的には非行と規範意識との関連に関する研究となっている。
- (2) 規範意識形成研究の関心は、これまで非行・逸脱行動の領域では内面化の程度とその社会的要因、心理学においては規範意識の心的構造の解明にあった（二宮 1991）とまとめてもよい。
- (3) いわゆる礼儀として幼児期からしつけられるべき事柄として、公共の場での礼儀やマナーに関して、各場面を設定して具体的に「(レストランで) 大声で騒いだりしない」「エレベーターは出口に近い人から順に降りる」などといった行為命題が、具体的なしつけの指針として示される（例えば子どもの生活科学研究会編 1996）。
- (4) ただし、後に言及する「解釈的パラダイム (Wilson 1970)」のうちのシンボリック相互作用論において、人間の主体性を徹底的に主張する立場をとれば、シブタニのように、個人への拘束を意図するものとして社会規範を捉えるのではなく、役割を遂行する人間の適切な行動を理解するための単なるモデルと捉える場合もある（例えば Shibutani 1961）。ここでの社会規範は、規範そのものにすでに拘束性が存在するという意味での社会規範であると考えられるため、その限りにおいて、本定義は根底から覆されるものではない。
- (5) ただし、別の価値が規範と対等なものとして布置されたからといって、規範そのものが無くなるわけでは必ずしもない。マートンが「(逸脱行動が) もはや有効に行動を規制し得ないほど弱

まった集団感情を復活するという潜在的機能」を持っていると言及したように（Merton 1949 訳書 333頁）、規範が破られる（＝逸脱する）ことによって逆に従来の規範の価値を強調することにつながってくることもありうる。そのようなことから、ここではあくまでも規範現象を解読するという立場上、「規範が無くなる」ということについてはあくまでも規範としての拘束力の強弱の問題として取り扱うことにしたい。少なくとも、「公共的場面におけるモラル／マナー」の習得過程においては、ある理念型がまず示されるあるいは立ち現れるからである。

- (6) 勿論、「価値や規範が崩壊した」という社会認識は、規範の持つ拘束性が他の価値によって相対的に引き下げられる状態のことを指す。
- (7) なお、小林（1991）は社会規範を定義する際にこれを慎重に取扱い、最終的には社会規範の定義から拘束性の問題をはずしている。小林は、「規範が人々を拘束する」といった場合に、それは実際に人々が規範にしたがっているかどうかということが問題ではないという。規範にしたがわない行為を結果的にしたとしても、それに対して何らかのいいわけをするという事態などは、規範の拘束性が働いているということを示すことになっているからである。したがって、拘束性を「規範に従わなければならないという圧力を感じながら行為する」という意味に規定したとき、拘束性は規範に内在的な性質ではなく、「認知されれば」という限定付きで拘束性を持ちうると言える。そうするとなおさら、「公共的場面でのモラル／マナー」の規範としての存立根拠は、もはやどこにも求められなくなる。
- (8) ゴフマンの言う公共的な場とは、「普通は、コミュニティの成員が自由に出入りできる場」（Goffman 集まり p.10）を指す。
- (9) もっともゴフマンの関心は、人々の共在場面の構造、つまり人々がどのようにして共在というゲームに参加しているのかについて徹底的に描き出すことにあり、そのことを通じて「『精神病』者の徴候学的現象が時として精神障害の性格よりもむしろ公共の秩序の構造に関係していることを示すこと」に主要目的があった（Goffman 同訳書 260-261頁）。したがって、ここで利用するのは、ゴフマンが取った視点からの場面構造の解読のみである。もっとも、「精神病」とまではいかなくとも、ゴフマンのいう状況適合性の規則に従っていないと解釈されがちな者（例えば、公共の場において階段を占拠する者）に出くわす機会は以前にもまして多くなっており、そういったことをどう解釈すべきなのかという視点を示す上では、全く問題ない。
- (10) なお、「集まり」という言葉を使えば、状況（situation）とは「既に存在する（あるいはこれから存在することになる）集まりの空間的環境の全体」（Goffman 集まり, p.200）と定義できる。
- (11) もちろんこれは、シンボリック相互作用論でいう「表示－解釈」過程である。表示（indication）過程とは、「ものごとをその背景から解き放し、分離し、それを単なる刺激から「意味を付与されたもの」にする過程」であり、解釈（interpretation）過程とは「人間が、意味を、自らの置かれた状況や位置あるいは自己の関心に基づいて解釈すること」である（船津 1976 16頁）。なお、シンボリック相互作用論が本当に焦点を置くのは、単なる刺激を「自分の中に取り込み、自ら一定の意味づけを行い、それを自分自身に引き寄せて解釈し、規定する」（同）ことに人間の主体性を

みることである。

- (12) 今田によれば、行為の類型は慣習的行為、合理的行為、自省的行為に分けられるという。合理的行為とは目標を立てて効率的に課題をこなす行為のことであり、自省的行為とは現状の問い直しやアイデアの探求といった行為のことを指す（今田 1994 23頁）。
- (13) 本稿で示した捉え方の先にあるものは、規範意識形成というよりもむしろ、規範意識形成<過程>の研究であるとも言える。奥田（1991）は、子どもが規範や行動様式が他者との関係性の構築ないしその理解とセットになった知識のストック構造として取り込んでいくこと、さらに力関係を含む他者との関係性、及び他者間の関係性も「見る」ことによって「状況レリバンス」（シュッツの3つのレリバンスの中軸としてに奥田が導入したもの）を構成していくことを指摘している。これらレリバンスは日々のやりとりの中で「利用可能な知識在庫」（Schttts 1970 訳書）として蓄積される。利用可能な知識在庫には、「私が自分自身でじかに体験した事柄が含まれているが、そればかりではなく、他者たち（私の同時代者と先行者）の諸体験を指示している社会的に獲得された私の知識もまた、そこには含まれている」（Schutz 1970 訳書 32頁）。そしてこれらの知識在庫はひとつの意味連関をなしており、それは行為者が世界を解釈するときに類型化というフィルターをあたえることとなる。なお、厳密に言えば、「公共的場面におけるモラル／マナー」に類する規範は、その状況認識と共に、「利用可能な知識在庫」というよりも「ルーティン化された知識」（routine knowledge）といえる（同 訳書 197頁）。

引用・参考文献

- 安香宏・田中純夫・関真理子・中村奈緒子・笠井孝久 1990 「児童における規範意識の構造とその関連要因」『千葉大学教育学部紀要』第38巻, 第1部, 1-29頁
- ベネッセ教育研究所 1996 『「規範感覚」と「いじめ」(モノグラフ・中学生の世界 Vol.54)』
- Berger, Peter L. and Luckmann, Thomas 1966 山口節郎訳『日常世界の構成 — アイデンティティと社会の弁証法』新曜社, 1977
- Durkheim, E., 1925, 麻生誠・山村健訳 1964 『道徳教育論1・2』明治図書
- 福武書店教育研究所 1986 『「規範感覚」の崩れをめぐって(モノグラフ・中学生の世界)』
- 1988 『子どもの道徳心をめぐって(モノグラフ・小学生ナウ Vol.8-9)』
- 加藤隆雄 1995 「社会化ポストモダンの曠野より —なぜ子どもたちは社会化されないのか」門脇厚司・宮台真司編『「異界」を生きる少年少女たち』東洋館出版社, 207-228頁
- 船津 衛 1976 『シンボリック相互作用論』恒星社厚生閣
- 1983 『自我の社会理論』恒星社厚生閣
- Gilligan, C. 1982 岩男寿美子監訳『もう一つの声 — 男女の道徳観の違いと女性のアイデンティティ』川島書店, 1986
- Goffman, E., 1963 Behavior in Public Places -Notes on the Social Organization of gatherings, Masmillian

- (Pub.), 丸木啓祐・本名信行訳『集まりの構造 —新しい日常行動論を求めて』誠心書房, 1980
- 小林久高 1991 「社会規範の意味について」社会学評論165 (第42巻第1号), 33-46頁
- 子どもの生活科学研究会編 1996 『子どもとマスターする49の生活技術3 イラスト版子どものマナー』
合同出版
- 草柳千早 1995 「E・ゴフマン —相互行為秩序と自己—」船津・宝月編『シンボリック相互作用論の世界』恒星社厚生閣, 73-85頁
- 濱口恵俊 1988 『「日本らしさ」の再発見』講談社。
—— 1995 「日本型モデルの構造特性」濱口恵俊編著『日本型モデルとは何か —国際化時代におけるメリットとデメリット』新曜社。
- Hewitt, J.P., 1976, *Self and Society -A Symbolic Interactionist Social Psychology*, Allyn and Bacon (Pub.).
- 稲永由紀 1994 「中学生の「公共的な場」における態度に関する考察」九州教育学会研究紀要第22巻, 109-114頁
- 今田孝俊 1994 『混沌の力』講談社
- Merton, R.K. 1949 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房, 1961
- 見田宗介 1966 『価値意識の理論 —欲望と道德の社会学』弘文堂
- 宮島 喬 1993 「社会規範」森岡清美・塩原勉・本間康平編集代表『新社会学辞典』有斐閣, 606-607頁
—— 1993 「規範意識」森岡清美・塩原勉・本間康平編集代表『新社会学辞典』有斐閣, 260頁
- 中根千枝 1967 『タテ社会の人間関係 —単一社会の理論』講談社現代新書。
- 二宮克美 1991 「規範意識の発達および非行・問題行動と道德性との関係」大西文行責任編集『道德性と規範意識の発達 (新・児童心理学講座9)』金子書房, 205-242頁
- 奥田 寶 1995 「社会化論再考」竹内・徳岡編『教育現象の社会学』世界思想社, 96-111頁
- Schutz, Alfred 1970 那須壽・浜日出夫・今井千恵・入江正勝訳『生活世界の構成 —レリバンスの現象学』マルジュ社, 1996
- Shibutani, T., 1961 *Society and Personality*, Englewood Cliffs, N. J.:Prentice Hall.
- 下田直春 1981 『社会学的思考の基礎 —社会学的基礎理論の批判的展望 (増補改訂版)』新泉社。
- 総務庁青少年対策本部 1994 『青少年の規範意識形成要因に関する研究調査』。
- 友枝敏雄 1998 『モダンの終焉と秩序形成』有斐閣
- 薄井 明 1991 「<市民的自己>をめぐる攻防 —ゴフマンの無礼・不作法論の展開」安川一編『ゴフマン世界の再構成 —共在の技法と秩序』世界思想社
- Wilson, T.P., 1970 "Normative and Interpretive Paradigms in Sociology" in Douglas, J.D. (ed.), *Understanding Everyday Life*, pp.57-79
- (財)地域社会研究所 1998 『地域社会におけるマナー意識とマナー行動の研究』(調査研究報告書
研究代表者: 牧野カツコ)

Two Standpoints for the Study of the Formation of Norm Consciousness
—Focusing the Problem of the Decline in “Morals / Manners” in Public Places—

Yuki Inenaga

This paper aims to examine the standpoint when we study positively the formation of norm consciousness and to consider how to make a standpoint about it under the “post-modern society”.

When we study the formation of norm consciousness, especially the subject is explicit norm (ex. delinquency, and deviant behavior), we generally approach from the side of society. We show rules as norm and measure the levels of “internalization” of it. It is the standpoint of epistemological “objectivism”. But this approach has a serious problem, especially for implicit norm (ex. morals/manners in public places): who regard the rule as norm? Now, when the consistency of values in society dissolve and values the society possesses is pluralistic, this question shakes the basis for the study of the formation of norm consciousness. The re-examination about study of the formation of “morals/manners” in public places shows this problem clearly.

Avoiding this problem, I examine the talking of the decline in “morals/manners” in public places and the structure of co-existence in public places (presented by Goffman). It suggests that we can study of (the process of) the formation of norm consciousness from the side of the actor. That is, it includes the actor's interpretive process to recognize his relevance to the subject (= the definition of situation). It is the standpoint of epistemological “subjectivism”.

Indeed it is important to study from the former standpoint, but, in the time values the society possesses is pluralistic, the latter standpoint is effective.